

令和元年8月13日

各位

会社名 日本フォームサービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山下岳英
(コード番号 7869)
問合せ先 経営企画室長 山下宗吾
(TEL 03-3636-0011)

2019年9月期第3四半期報告書の提出遅延及び

当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ

当社は本日付で、以下のとおり、金融商品取引法第24条第1項に定める期限内であります令和元年8月14日までに2019年9月期第3四半期報告書の提出できない見込みとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、令和元年7月26日付けで公表いたしました「公認会計士等異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、前会計監査人である監査法人大手門会計事務所より会計監査人を退任する旨の連絡を受け、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士の異動がございました。その後、後任の会計監査人として選任を予定しております監査法人と、前監査法人大手門会計事務所と監査業務の引継ぎ等開始しております。後任監査法人につきましては、就任内諾書を頂き正式に「一時会計監査人の選任に関するお知らせ」として開示致します。

本日時点で、一部棚卸資産の評価についてや、費用計上の時期等会計監査人に確認すべき事項がある点から2019年9月期第3四半期報告書の数字がまとまっておりません。また、後任の会計監査人が選定出来ていない点等から、本日現在において令和元年8月14日までに2019年9月第3四半期報告書を提出することはできない見込みです。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

上記の通り、当社は2019年9月期第3四半期報告書について、令和元年8月14日までに2019年9月期第3四半期報告書の提出できない見込みとなりました。東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号aの規定により、金融商品取引法に定める提出期限（令和元年8月14日）までに四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、東京証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、令和元年8月13日付で監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。また、東京証券取引所の上場廃止基準により、有価証券上場規程上の期限は、令和元年9月14日です。期限までに当該四半期報告書の提出ができなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

3. 今後の見通し

当社は、8月中に一時会計監査人の選任を行う予定であり、令和元年9月14日までに2019年9月期第3四半期報告書を提出できる見込みです。

株主・投資家をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますこと深くお詫び申し上げます。

以上